

第74回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

平成26年12月19日(金)

沖縄総合事務局

第74回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成26年12月19日（金）15時30分
場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

出席者 :

公益委員 宮里委員、儀部委員、春田委員
労働者委員 姫路委員、大崎委員、辻委員
使用者委員 宮城委員、大城委員

沖縄総合事務局 宇崎船舶船員課長、玉城海事振興調整官
竹之内課長補佐、池原（労政担当）

議事次第

○開 会

○議 事

【審議事項】

船員の特定最低賃金の改正について

【報告事項】

管内の雇用状況等について

【その他】

意見交換

○閉 会

（配付資料）

1. 第73回船員部会の議事録（案）
2. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正について（報告）
3. 沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正について（報告）
4. 船員に関する特定最低賃金の改正について（案）
5. 沖縄海上旅客運送業最低賃金（現行）
6. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（現行）
7. 船員職業紹介実績等一覧表（平成26年11月分）

宮里部会長

定刻でございますので、会議を始めさせていただきます。
本日の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局（池原）

本日は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。

（配付資料の確認）

宮里部会長

はじめに、第73回船員部会の議事録の承認についてお諮りします。お手元に配付されております議事録を御確認ください。

議事録のとおりでよろしいでしょうか。

各委員

（「異議無し」）

宮里部会長

異議無しということで、第73回船員部会議事録承認について、承認されたものといたします。

それでは審議事項に移りたいと思います。

本日の審議事項は、「船員の特定最低賃金に関する改正について」となっています。

審議に先立って、沖縄内航鋼船運航業最低賃金専門部会及び沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会での審議の経過と結果につきまして、私の方から報告いたします。

両最賃部会は、去る11月19日と本日の2回にわたって開催され、各最低賃金専門部会の委員の皆さんのご協力により、結論を得ることが出来ました。

それぞれの最低賃金専門部会での審議を経てまとまった内容は、別紙1、2のとおりですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（池原）

本文以下を読み上げて説明とさせていただきます。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員にかかる最低賃金額の職員241,400円を243,350円に、ただし書きの職員224,950円を226,900円に、部員182,850円を184,750円に、ただし書きの海上経歴3年未満の部員173,700円を175,450円にそれぞれ改正することが適当である。

要望事項として、航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関

長の賃金については、その職責を考慮して最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導をされたい。

続いて、海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。

沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員にかかる最低賃金額の職員238,300円を240,250円に、部員177,500円を179,000円にそれぞれ改正することが適当である。

以上です。

宮里部会長

ただいま事務局から説明のあった両最低賃金専門部会の取りまとめ内容を基に審議を進めていきたいと思います。

それでは、ご意見があればお願ひします。

辻委員（労）

最低賃金専門部会の取りまとめた内容に記載はございませんが、労働者側の要望として、現行の最低賃金では手当等を含んだ扱いとなっておりますが、この答申の最低賃金額が基本給イコールとなるように考慮していただきたいということが一点。

もう一点が、船員部会でも議論がされている船員の後継者確保育成等について、議論を深めるという意味でも、内航及び旅客の最低賃金専門部会を毎年開催していただきたいということで、労働者側からの要望を挙げておりますのでご報告します。

大崎委員（労）

もう一点、先ほど辻委員の言われたように最低賃金額を基本給という位置づけで解釈していただきたいと思います。これは労働の対価だという位置づけで考えておりますので、ぜひ基本給にリンクしていただきたいというのと、最低賃金専門部会の中で手当等の話があり、最低賃金の中に家族手当というのが含まれているというところの議論が多少ありました。

その中で家族手当は最低賃金の中に入れてはまずいのではないかという提案はさせていただきました。陸上では家族手当は最低賃金には入らないが、海上の部分においては、入れていいとも入れないとも書いてはおりません。

ただ記載がないので入れているみたいな形になっていますので、その対応についても今後検討が必要ではないかということで、提案をさせていただいたということです。以上です。

宮里部会長

内容自体については、異論は無いということによろしいですね。

使用者側として、取りまとめ内容自体に異論はございませんか。

使用者委員

異論はございません。

宮里部会長

公益委員から何かありますか。

公益委員

特に異論はございません。

宮里部会長

ほぼ意見が出揃ったと思いますので、船員部会としての取りまとめを行いたいと思います。

本船員部会での結論を別紙3のとおりとりまとめましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局（池原）

本文以下を読み上げて説明とさせていただきます。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員にかかる最低賃金額の職員241,400円を243,350円に、ただし書きの職員224,950円を226,900円に、部員182,850円を184,750円に、ただし書きの海上経歴3年未満の部員173,700円を175,450円にそれぞれ改正することが適当である。

要望事項として、航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導をされたい。

続いて、海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。

沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員にかかる最低賃金額の職員238,300円を240,250円に、部員177,500円を179,000円にそれぞれ改正することが適当である。

以上です。

宮里部会長

それでは事務局からの説明のとおり、各最低賃金専門部会からの報告を踏まえ、沖縄地方交通審議会船員部会として決議するということでよろしいでしょうか。

各委員

（「異議無し」）

宮里部会長

異議無しということで、船員部会で決議されたものとし、本決議を沖縄地方交通審議会へ報告します。

なお、本決議に係る決定公示文について、事務局から関連説明があるとのことですので、よろしくお願いします。

事務局（池原）

先ほど決議されました改正内容を公示する際、決定公示の文言が一部修正されます。具体的な内容は、資料の別紙4-1、別紙4-2のとおり、一部文言の形式的な修正でございますので、念の為ご確認いただくということで結構でございます。

宮里部会長

「管内の雇用状況について」事務局に説明をお願いします。質問は最後に受け付けたいと思います。

事務局（竹之内補佐）

平成26年11月分の管内雇用等状況等の概要を説明させていただきます。

●求人状況について

新規求人数は4件でした。

前月は4件で増減無し。前年同月は2件で2件増加となっております。

月間有効求人数は16件でした。前月は25件で9件減少。前年同月は9件で7件増加となっております。

月間有効求人数16件の内訳としましては、商船等12件、漁船4件となっております。月末未済求人数は7件でした。

●求職状況について

新規求職数は12人でした。前月は9人でしたので、3人増加。

前年同月は、3人で、9人増加となっております。新規求職数の内訳としましては、商船等9人、漁船3人となっております。

月間有効求職数は24人でした。前月は24人でしたので増減無し。

前年同月は17人でしたので7人増加となっております。月間有効求職数24人の内訳としましては、商船等18人、漁船6人となっております。月末未済求職数は14人でした。

●成立状況について

11月は、管内に1件の採用が決まりました。

成立状況としましては、沿海の旅客船に航海士として20代男性1人が採用されました。

●求人倍率について

11月の月間有効求人倍率は0.67倍でした。前月は1.04倍でしたので0.37ポイント減少。

前年同月は0.53倍でしたので0.14ポイント増加となっております。

●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

11月の新規求職者12人のうち、離職者9人の退職理由としては、自己都合が4人、船舶所有者都合が5人となっております。離職以外の方の3人の求職理由としては、就業中で転職希望が3人となっておりま

す。

新規求職者が所属していた会社所在地については、管外が7人となっています。

●失業等給付支給内訳について

受給者実人員は1名。支給延べ件数は1件で、基本手当支給は155,898円。その他の支給はありませんでしたので、総支給額は155,898円でした。

宮里部会長

ただいまの説明につきまして、質問等はございませんか。

儀部委員（公）

今月の成立状況について、旅客船に成立した方が「その他」に入っているのはどうしてでしょうか。

事務局（竹之内補佐）

こちらの方は商船等の「その他」の求職を希望されており、結果として旅客船に就職されておりますが、集計上こちらの枠に入れております。

大崎委員（労）

ご本人は商船で希望されていて、決まったのが旅客船なんですね。そうであるならば本月成立数内訳表の中で何故それが「その他」の枠にはいるのかが理解できません。

これは結果を求めているので、旅客船に入れないとおかしいですね。

辻委員（労）

本人が希望する船舶と違っているが、「その他」に入れるのは話が違う気がしますね。

大崎委員（労）

これは成立数の内訳表なので、その成立数の内訳を書かなければいけませんよね。なので成立は旅客船に1と入るのではないでしょうか。

事務局（池原）

現状として、商船等「その他」で求職を希望された方が旅客船に成立した場合、「その他」の1としていた数値を旅客船に移してしまうとデータがリンクされないことから、集計上、求職当初の「その他」に入れています。

旅客船にデータを移す場合は、求職当初のデータも修正が必要になります。

姫路委員（労）

そこを修正できないんですか。

説明された意味はわかりますが、これは成立がどうなっているかなので、旅客船に成立があるのに「その他」に入れるのはおかしいという疑問です。

データ管理もわかりますが、何か工夫ができないんですか。

春田委員（公）

良い提案だと思いますが、行政上の統計の取り方もあると思いますので、来月にでも提案部分の工夫の可能性を検討いただいたらいいかがでしょうか。

姫路委員（労）

どうしても出来ないのであれば、前月の求職は「その他」で、旅客船の成立があったが、データ上動かせないので「その他」に入れてあるというような説明があればいいのでお願ひします。

宮里部会長

統計の取り方がそれぞれあるようですので、次回でよろしいですかね。

春田委員（公）

労働者側は、実態の部分が知りたいということですからね。

大崎委員（労）

これは誰のためのデータかを考えれば、そのシステムや事務局の問題ではないと思います。これは誰が見てもわかるようにしていったほうが良いのではないかでしょうか。疑問を抱かないような資料を作成していただいて、リンクがしていないことに関して説明をすればいいと思います。旅客船に成立しているのに「その他」に入れましたという説明ではないほうがいいと思います。

今後は、検討してわかりやすい表を作成していただきたい。この表の持つべき意味ね。仕事を求めてる人はこんな人が求めていますよ、成立したのはこういう方が成立していますよという形で、疑問に対して率直に説明していただければいいと思います。

春田委員（公）

検討いただいて、来月に回答ということでおろしいのではないですか。

宮里部会長

違和感はありますので、わかりやすくできれば工夫いただきたいという希望です。やはり労働者側から見たときに商船を希望した方が場合によつては旅客船に入る方もいるとわかりますからね。

春田委員（公）

今後もこのような場合がありますかね。

辻委員（労）

要は働き口が無いのに受け入れてしまったのでは意味がないので、そういった場合には、違うところへ紹介しなければいけないと何回か意見を述べさせていただきました。ただその内訳は実際にどう見えているのかが合

っていないので、理解しにくいこともあると思います。

大崎委員（労）

もう一点。最後のページに年齢の構成比というのがあるんですけども、一番パーセンテージの高いのが60歳以上となっています。結局、使用者側が60歳以上で求人を求める場合は、多分余りないと思います。でも29%の人は60歳以上で仕事を探されている現状というのがあるので、今後やはり職域確保という意味でも考えていいかないといけない。こここの数字がまたどんどん高くなっていくようになれば、船員不足という中で、高齢化していくのも顕著に見えてくるので、やはり60歳以上のその船員のあり方というのも考えていいかないといけないのかなという意見です。よろしくお願ひします。

宮里部会長

高齢者促進について、船員は適用されていますか。

大崎委員（労）

船員は適用していませんね。

今は、年金が60歳で支給開始年齢になり、4~5年ぐらいで61歳になるんです。そこでまた船員の場合は2階建ての基礎年金、厚生年金と一緒にいただけるので、選択肢が若干違ってくる。その中でも元気な方はそこで仕事をしようという方もおられます。

宮里部会長

60歳は、まだ元気ですからね。

大崎委員（労）

当然それは使用者側と労働者側の一致するところがなければなかなか難しいんですけども、それは今後またやっていかないといけないと思います。

春田委員（公）

高齢者を雇用する先行事例のようなものはあるんですかね。

大崎委員（労）

一応60歳が定年という位置づけで、私たちの労働協約は結んでいます。現時点では未組織の船であれば、60を過ぎて70歳でも元気であるなら乗船していただいていることもあります。

船長や機関長がおりられたりすると、船が運航できないことから、辞めることができないような職員さんも結構いますので、働き方を考えていかないといけない。

宮里部会長

他に無いようでしたら事務局から連絡がありますのでお願ひします。

事務局（竹之内補佐）

（～失業給付に係る認定日について説明～）

事務局（池原）

船員部会で最低賃金に関する改正が決議されましたので、この後、沖縄地方交通審議会宮里会長から沖縄総合事務局長に対して答申を行う予定となっています。宮里部会長及び代表として同行される委員の皆様はこの後よろしくお願ひします。

なお、来年の1月の船員部会についてお知らせします。次回の船員部会は1月23日（金曜日）16時30分から海技試験室において開催します。後日、改めて案内の文書を送付しますが、通常の開催時間とは大分遅い時間での開催となりますので御注意いただきたいと思います。

宮里部会長

それでは、本日の部会は以上で終了します。